

第 7 号様式（第10条関係）

（宛先）江別市長

施設等利用費請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、別途申し出る償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、江別市内に居住していることを江別市が住民基本台帳で確認すること
- 2 実際に利用していることや、利用料の支払い状況を江別市が対象施設や保護者に確認すること
- 3 課税状況を江別市が確認すること

1 請求対象月

請求日 年 月 日

請求対象月	年 月 ~ 月分	市✓用
-------	----------	-----



2 請求する保護者（認定保護者）

※押印はシャチハタ不可

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	印	児童との続柄	〒 市✓用
		現住所	電話：

3 利用した児童（認定子ども） ※児童ごとに請求書を分けてください。

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	市✓用

4 利用した認可外保育施設等

添付の提供証明書兼領収証等のとおり

添付枚数	※請求対象月分の「提供証明書兼領収証等」を添付してください。上限額を超える分は添付不要です。	市✓用
------	--	-----

5 認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求額（合計）

利用料の内訳は添付の提供証明書兼領収証等のとおり

請求額	市✓用
-----	-----

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。1月ごとに「月額上限額」と「実際にかかった費用（無償化対象分）」を比較し、低い方の金額を、利用月分合算してください。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりです。

◆月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額

40,300(45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数

◆月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額

40,300(45,700)円× 認定日からの日数÷その月の日数

6 受取口座

口座名義人 ※1		金融機関		支店名	
カナ		預金種別	□ 普通 □ 当座	口座番号	
漢字					

※1 請求者（認定保護者）名義ではない口座に振り込む場合、下記受任者の欄に口座名義人の氏名と住所を記載してください。

私は、下記の者に施設等利用費の受領の権限を委任します。

受任者（口座名義人）	氏名	住所	〒 市✓用
------------	----	----	-------

初めて請求する方・振込口座を変更する方は、別紙「債権者口座登録等依頼書」も提出してください。